

西米良村告示第9号

令和2年第1回西米良村議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年2月14日

西米良村長 黒木 定藏

1 期 日 令和2年3月6日（金）

2 場 所 西米良村役場議場

○開会日に応招した議員

黒木 竜二君

児玉 義和君

白石 幸喜君

上米良 玲君

濱砂 征夫君

上米良秀俊君

濱砂 恒光君

○3月6日に応招した議員

同 上

○応招しなかった議員

令和元年 第1回 (定例) 西米良村議会会議録(第1日)

令和2年3月6日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和2年3月6日 午後1時10分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告 議長報告(町村議会議長会定期総会及び議員表彰関係)
- 日程第4 諸般の報告 議長報告(例月現金出納検査及び定期監査実施報告)
- 日程第5 議案第1号 西米良村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第2号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第3号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第8 議案第4号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第5号 西米良村移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第6号 西米良村営バス運行条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第7号 西米良村山村定住住宅の設置、管理及び譲渡に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第8号 西米良村営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第9号 西米良村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第10号 西米良村保育所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第11号 西米良村監査委員条例の一部を改正する条例について

- 日程第16 議案第12号 西米良村庁舎整備基金条例を廃止する条例について
- 日程第17 議案第13号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第14号 平成31年度西米良村一般会計補正予算（第9号）
- 日程第19 議案第15号 平成31年度西米良村特別会計国民健康保険事業勘定会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第16号 平成31年度西米良村特別会計国民健康保険診療施設勘定会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第17号 平成31年度西米良村特別会計介護保険事業勘定会計補正予算（第4号）
- 日程第22 議案第18号 平成31年度西米良村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第19号 平成31年度西米良村特別会計簡易水道事業補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第20号 平成31年度西米良村特別会計下水道事業補正予算（第3号）
- 日程第25 議案第21号 令和2年度西米良村一般会計予算
- 日程第26 議案第22号 令和2年度西米良村特別会計国民健康保険事業勘定会計予算
- 日程第27 議案第23号 令和2年度西米良村特別会計国民健康保険診療施設勘定会計予算
- 日程第28 議案第24号 令和2年度西米良村特別会計介護保険事業勘定会計予算
- 日程第29 議案第25号 令和2年度西米良村特別会計後期高齢者医療事業予算
- 日程第30 議案第26号 令和2年度西米良村特別会計簡易水道事業予算
- 日程第31 議案第27号 令和2年度西米良村特別会計下水道事業予算
- 日程第32 特別委員の選任
- 日程第33 議員派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告 議長報告（町村議会議長会定期総会及び議員表彰関係）

- 日程第4 諸般の報告 議長報告（例月現金出納検査及び定期監査実施報告）
- 日程第5 議案第1号 西米良村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第2号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第3号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第8 議案第4号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第5号 西米良村移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第6号 西米良村営バス運行条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第7号 西米良村山村定住住宅の設置、管理及び譲渡に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第8号 西米良村営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第9号 西米良村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第10号 西米良村保育所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第11号 西米良村監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第12号 西米良村庁舎整備基金条例を廃止する条例について
- 日程第17 議案第13号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第14号 平成31年度西米良村一般会計補正予算（第9号）
- 日程第19 議案第15号 平成31年度西米良村特別会計国民健康保険事業勘定会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第16号 平成31年度西米良村特別会計国民健康保険診療施設勘定会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第17号 平成31年度西米良村特別会計介護保険事業勘定会計補正予算（第4号）

- 日程第22 議案第18号 平成31年度西米良村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第19号 平成31年度西米良村特別会計簡易水道事業補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第20号 平成31年度西米良村特別会計下水道事業補正予算（第3号）
- 日程第25 議案第21号 令和2年度西米良村一般会計予算
- 日程第26 議案第22号 令和2年度西米良村特別会計国民健康保険事業勘定会計予算
- 日程第27 議案第23号 令和2年度西米良村特別会計国民健康保険診療施設勘定会計予算
- 日程第28 議案第24号 令和2年度西米良村特別会計介護保険事業勘定会計予算
- 日程第29 議案第25号 令和2年度西米良村特別会計後期高齢者医療事業予算
- 日程第30 議案第26号 令和2年度西米良村特別会計簡易水道事業予算
- 日程第31 議案第27号 令和2年度西米良村特別会計下水道事業予算
- 日程第32 特別委員の選任
- 日程第33 議員派遣について

出席議員（7名）

- | | | | |
|----|--------|----|--------|
| 1番 | 黒木 竜二君 | 2番 | 児玉 義和君 |
| 3番 | 白石 幸喜君 | 4番 | 上米良 玲君 |
| 5番 | 瀨砂 征夫君 | 6番 | 上米良秀俊君 |
| 7番 | 瀨砂 恒光君 | | |

欠席議員（なし）

欠員（1名）

8番

事務局出席職員職氏名

事務局長 瀨砂 雅彦君 書記 前田 里菜君

説明のため出席した者の職氏名

村長	黒木 定藏君	副村長	梅本 昌成君
教育長	古川 信夫君	総務課長	牧 幸洋君
むら創生課長	土居 博和君	会計管理者	土持 光浩君
福祉健康課長	吉丸 和弘君	村民課長	田爪 健二君
建設課長	上米良 敦君	農林振興課長	濱砂 亨君
教育総務課長	山田 高大君	診療所事務長	渡邊 智紀君
代表監査委員	黒木 正近君		

午後 1 時10分開会

○事務局長（濱砂 雅彦君） 一同、ご起立ください。一同礼、ご着席ください。

○議長（濱砂 恒光君） ただ今の出席議員は7名です。定足数に達していますので、ただ今から、令和2年第1回西米良村議会定例会を開会します。これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

ただちに議事に入ります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（濱砂 恒光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、4番、上米良 玲君、5番、濱砂 征夫君を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（濱砂 恒光君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。第1回定例会の会期は、先の議会運営委員会において、本日から3月13日までの8日間と予定していますが、決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。

従って、会期は8日間と決定しました。

なお、会期中の会議日程と本日の日程は、お手元の議事日程第1号のとおりでありますので、ご了承ください。

日程第3. 諸般の報告

○議長（濱砂 恒光君） 日程第3、諸般の報告を行います。

去る2月18日、宮崎市において町村議会議長会定期総会が開催され、令和2年度事業計画並びに予算などについて、各議員に配布しました原案のとおり決定されております。

表彰関係につきましては、全国会表彰の伝達も含めて各種の表彰を行いました。本村議会では、濱砂 征夫議員が全国会の特別表彰を受賞されていますので、この場で伝達を行います。

表彰の進行は局長に当たらせてます。

○事務局長（濱砂 雅彦君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 事務局長。

○事務局長（濱砂 雅彦君） それでは、ただ今より議員表彰を行います。

今回の表彰は、「町村議会議員として、議会の運営及び地域の振興発展に特に顕著なる功労のあった者」として全国町村議会議長会から送られるものであります。

濱砂 征夫議員は中央へお進みください。

○議長（濱砂 恒光君） （議長より濱砂 征夫議員へ表彰状伝達）表彰状。宮崎県西米良村議会議員 濱砂 征夫殿。あなたは町村議会議員として議会の運営及び地域の振興発展に貢献された功績が特に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。令和2年2月6日。全国町村議会議長会会長 松尾 文則 代読です。おめでとうございます。

○事務局長（濱砂 雅彦君） 濱砂 征夫議員におかれましては、誠におめでとうございます。以上で議員表彰を終わります。

日程第4. 諸般の報告

○議長（濱砂 恒光君） 日程第4、引き続き諸般の報告を行います。

監査委員から報告のあった11月以降の例月現金出納検査並びに定期監査の監査意見に関しましては、各議員のお手元に配布しております、写しのとおりでありますので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

日程第5. 議案第1号

日程第6. 議案第2号

○議長（濱砂 恒光君） 日程第5、議案第1号、西米良村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、日程第6、議案第2号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての2議案を一括議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） それでは、ただ今上程いただきました、議案第1号並びに議案第2号の提案理由の説明に入りたいと存じますが、その前にお許しをいただきまして、一言ご挨拶を申し上げます。

先ほど、本日から3月の13日までの8日間にわたり、第1回西米良村議会定例会を開会いただきました。

特に今回は平成31年度の補正並びに令和2年度の予算の審議を行っていただくことにいたしております。重要案件が羅列されております。どうぞよろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

また、ただ今全国議長会表彰を受けられました濱砂議員には、長年のご功績またご苦労に心から感謝とお慶びを申し上げたいと思います。

さて、今世界を震撼させておりますのは新型コロナウイルスであります。その緊急かつ重大な、今が、時期にあるというふうに深く認識しておりますので、決してこの村には入れないと、そんな強い気持ちで村をあげて感染防止に向けて、一致協力の元

に取り組んでまいりたいと思います。どうぞ本議会のご指導ご協力も重ねてお願い申し上げます。

さて、それでは、ただ今上程いただきました、議案第1号、西米良村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、任期を定めた採用及びその職員の給与に関して必要な事項を定めるものでございます。

この度、認定こども園の創設に伴い、学校教育経験者を園長として招聘することとしております。この受入体制を整える条例を制定するものでございます。

あわせて一定期間における専門的な知識・経験が必要とされる業務や一定期間に限り業務量の増加が見込まれる業務などについて、今後必要な人材を任期付職員として採用できる仕組みを構築しておくというものであります。

次に、議案第2号について提案理由の説明を申し上げます。

議案第2号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、西米良村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定に伴い、職員の勤務時間、休暇等に関する条例に関する職員として任期付職員を加える改正を行うものであります。

以上、議案第1号及び議案第2号につきまして提案理由を申し上げます。ご質疑に応じまして、担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 恒光君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。議案第1号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第1号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定す

ることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。従って、議案第1号、西米良村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。
- 議案第2号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（濱砂 恒光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（濱砂 恒光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第2号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。従って、議案第2号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第3号

- 議長（濱砂 恒光君） 日程第7、議案第3号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とします。
- 提出者の説明を求めます。

- 村長（黒木 定藏君） 議長。

- 議長（濱砂 恒光君） 村長。

- 村長（黒木 定藏君） それでは、ただ今上程いただきました、議案第3号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行され、会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、関係する条文の整備等を一括で行うなど、所要の改正を行うというものでございます。

以上が提案理由の説明でございますが、詳細につきましては、担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 恒光君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。議案第3号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第3号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。従って、議案第3号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第4号

○議長（濱砂 恒光君） 日程第8、議案第4号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） それでは、ただ今上程をいただきました、議案第4号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、令和2年1月に開催いたしました、特別職報酬等審議委員会の答申に基づき、特別職の報酬額の改定を行うものとなっております。

報酬額の改定は、平成15年4月以来17年ぶりとなるもので、審議会において県内他町村や類似自治体との報酬額との比較や、その改定状況等の分析を行い、特別職の職責の重大性を勘案し、引き上げのご判断をいただいたところでございます。

なお、報酬月額額の改定は村長・副村長が5%、教育長が3%の引き上げとなっております。

なお、本村の財政事情も考慮し、県内町村の平均月額を下回る額といたしたところでもございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、詳細につきましては、ご質疑に応じまして、担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 恒光君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。議案第4号について質疑はありませんか。

○議員（5番 濱砂 征夫君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 5番、濱砂 征夫君。

○議員（5番 濱砂 征夫君） それでは、担当課長にお伺いいたします。

この給与を上げるということに関しては、何も異議はございませんけれども、平成の15年に改定したときは下げたと思います。平成の合併の論議があつて。それで、この中で特別報酬等審議会が開催されましたけれども、この中でどのような質疑があつたのかを伺いたいと思います。

○総務課長（牧 幸洋君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 総務課長。

○総務課長（牧 幸洋君） ただ今のご質問にお答えしたいと思います。

特別報酬等審議会につきましては、1月の末のほうに開催をさせていただきまして、有識者、村内のほうからですね、委員さんを5名集めまして、色々ご審議をいただいたところで。

いろんな分析を行ったということですが、各、県内の町村の状況をですね、一覧を見ていただきまして、村内の状況はどういう状況にあるのかというようなこととか、改定がなされている経緯そういったものを見ていただいたところでございますが、ご

意見としましてはですね、現在の村長・副村長・教育長ともにですね、その職責を十分認識されてですね、しっかり取り組んでいただいていると、そういった評価をいただいたというところですね、それに見合っこの県内町村のですね、状況を見ると、もう少し引き上げてよろしいのではないかというご意見を全会一致でいただきまして、その中ですね、先程の答弁にもございましたように、ただ極端に上げることはやはり難しいだろうということもございまして、平均額を下回る程度ということで、この額に落ち着いたところでございます。以上です。

○議員（5番 濱砂 征夫君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 5番、濱砂 征夫君。

○議員（5番 濱砂 征夫君） 了解しましたが、ほとんど賛成の意見だったということではよろしいですか。反対意見とかは出なかったですね。

○総務課長（牧 幸洋君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 総務課長。

○総務課長（牧 幸洋君） 反対の意見は一人もございませんでした。

○議長（濱砂 恒光君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第4号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。従って、議案第4号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第5号

○議長（濱砂 恒光君） 日程第9、議案第5号、西米良村移動通信用鉄塔施設の設置

及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） ただ今上程いただきました、議案第5号、西米良村移動通信信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、西米良村携帯電話等エリア整備事業において整備した新たな基地局を本条例第2条に掲げる基地局の表に追加するものでございます。

以上でございます。ご質疑は担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 恒光君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。議案第5号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第5号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。従って、議案第5号、西米良村移動通信信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第6号

○議長（濱砂 恒光君） 日程第10、議案第6号、西米良村営バス運行条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） それでは、議案第6号、西米良村営バス運行条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

これまで村営バスを利用した場合、それぞれの路線区間毎に条例の定めるところにより、使用料を負担いただいております。今回の改正は、村内に住民登録のある満70歳以上の方について、路線・区間を問わず、1回の乗車につき一律100円とするものであります。また、村営バスは村内唯一の交通機関でもございますので、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療養手帳の交付を受けていらっしゃる方につきましては、村内、村外者、年齢を問わず同様の措置をいたすというものであります。

なお、この改正は令和2年4月1日から施行いたしたいと考えておるところであります。

概要については以上でございます。ご質疑に応じまして、担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 恒光君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。議案第6号について質疑はありませんか。

○議員（2番 児玉 義和君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 2番、児玉 義和君。

○議員（2番 児玉 義和君） 担当課長のほうにちょっとお伺いいたしますが、70歳を超えた方々、そして、身障者、精神障害者の保健手帳、療養手帳を交付されておられる方というふうに限定されるわけですが、その見分けというのはどのような形でされるのか、お伺いいたします。

○村民課長（田爪 健二君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村民課長。

○村民課長（田爪 健二君） ただ今の2番議員のご質問にお答えいたします。

そういった70歳以上の方、そして身体障害、精神障害の方の見分け方としましては、乗車されるときにですね保険証の提示、もしくはそういった身体障害者手帳の提

示を求めまして、それによって確認をさせていただきたいと考えております。以上で
ございます。

○議員（2番 児玉 義和君）議長。

○議長（濱砂 恒光君） 2番、児玉 義和君。

○議員（2番 児玉 義和君） 了解しました。

○議長（濱砂 恒光君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第6号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定す
ることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。従って、議案第6号、西米良村営バス
運行条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第7号

○議長（濱砂 恒光君） 日程第11、議案第7号、西米良村山村定住住宅の設置、管
理及び譲渡に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提出者の説
明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） ただ今上程をいただきました、議案第7号、西米良村山村定
住住宅の設置、管理及び譲渡に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由
の説明を申し上げます。

今回の一部改正は、今年度完成いたします上米良地区の住宅3棟を山村定住住宅と
して管理するため、同条例中別表1に上米良山村住宅3棟分の記述を加えるというも
のであります。また、今回の改正にあわせてその他の所要の改正も行うものでござい

ます。

以上が概要でございますが、詳細につきましては、ご質疑に応じまして、担当課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 恒光君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。議案第7号について質疑はありませんか。

○議員（3番 白石 幸喜君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 3番、白石 幸喜君。

○議員（3番 白石 幸喜君） 担当課長にお伺いしたいと思います。まず、住宅をこのように整備していただいて本当にありがたく思っております。なかなか住む家もないということで、住まれる方が大変喜ばれるというふうに思っております。

それに、上米良に作っていただいた山村定住住宅につきましては、村単独で建築されたということでございますが、入居資格等ですね、規則等については従前の県補助等で作った山村定住住宅と同じような規則にされて入居資格等を決められるのか、そのへんを伺いたいというふうに思います。

○村民課長（田爪 健二君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村民課長。

○村民課長（田爪 健二君） ただ今の3番議員のご質問にお答えしたいと思います。

入居資格につきましてはですね、西米良村山村定住住宅の設置、管理及び譲渡に関する条例施行規則のほうに、第2条のほうにですね、謳ってございまして、満20歳以上45歳未満の妻帯者、単身者を問わず、国土保全の担い手で農林業従事者または長期間にわたり定住人口として集落に定住する方ということで定めておりますので、この施行規則に基づいて募集をしたいと思います。以上です。

○議員（3番 白石 幸喜君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 3番、白石 幸喜君。

○議員（3番 白石 幸喜君） 了解しました。

○議長（濱砂 恒光君） これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第7号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。従って、議案第7号、西米良村山村定住住宅の設置、管理及び譲渡に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第8号

○議長（濱砂 恒光君） 日程第12、議案第8号、西米良村営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） ただ今上程いただきました、議案第8号、西米良村営住宅管理条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

現在、山村定住住宅及び下水道区域以外の村営住宅に設置をいたしております浄化槽の清掃、維持管理につきましては、月々の家賃に合わせて共益費としてそれぞれ入居者に負担をいただいているところでございます。

昨年10月からの消費税引き上げの際、据置きといたしておりました当該経費に係る消費税につきましても、令和2年4月から消費税10%を適用するというものでございます。

今回の改正は、この共益費の負担額を改正することになります。

以上が概要でございますが、詳細につきましては、ご質疑に応じまして、担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 恒光君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。議案第8号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第8号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。従って、議案第8号、西米良村営住宅管理条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第9号

○議長（濱砂 恒光君） 日程第13、議案第9号、西米良村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） ただ今上程いただきました、議案第9号、西米良村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

この条例は子ども・子育て支援法の一部改正が行われたことにより、本条例の所要の改正を行うというものであります。

主な改正の内容といたしましては、子育てのための施設等利用給付が創設されまして、当該給付につき子どもための教育、保育給付と同様の規定を設けたこと及び食事の提供に要する費用の取り扱いを変更したこと、また、連携施設に関する経過措置を延長することなどとなっております。

以上が概要でございますが、ご質疑に応じまして、それぞれの担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 恒光君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。議案第9号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第9号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。従って、議案第9号、西米良村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第10号

○議長（濱砂 恒光君） 日程第14、議案第10号、西米良村保育所設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） 上程をいただきました、議案第10号、西米良村保育所設置条例の一部を改正する条例についての提案理由の説明を申し上げます。

この条例は現在建設中の保育所新園舎の完成が諸事情によりまして翌年度へ繰り越すことになったため、新園舎が竣工するまでの間は園の住所を現園舎の位置に読み替える改正を行うものであります。

以上ご説明申し上げましたが、詳細につきましては、ご質疑に応じまして、担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 恒光君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。議

案第10号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第10号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。従って、議案第10号、西米良村保育所設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第11号

○議長（濱砂 恒光君） 日程第15、議案第11号、西米良村監査委員条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） ただ今上程いただきました、議案第11号、西米良村監査委員条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成29年度に監査委員制度の充実強化を趣旨とする地方自治法の一部改正が行われたことに伴い、各地方公共団体の監査委員は監査基準を定め、本年4月1日からはこの監査基準に沿って監査が行われることとなっております。監査基準につきましては、本村でも既に策定されておりますが、この監査基準を受けまして監査結果の公表の方法についてもその範囲を広げ、監査委員の判断により適切な方法が選択できるよう本条例の改正を行うものであります。

以上提案理由の説明を申し上げますが、詳細につきましては、ご質疑に応じ、担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 恒光君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。議案第11号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第11号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。従って、議案第11号、西米良村監査委員条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第12号

○議長（濱砂 恒光君） 日程第16、議案第12号、西米良村庁舎整備基金条例を廃止する条例についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） それでは、ただ今上程いただきました、議案第12号、西米良村庁舎整備基金条例を廃止する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、西米良村新庁舎の完成に伴い当該基金条例を廃止しようとするものであります。

以上でございます。詳細につきましては、ご質疑に応じまして、担当課長をして説明いたさせますので、ご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 恒光君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。議案第12号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第12号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。従って、議案第12号、西米良村庁舎整備基金条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第13号

○議長（濱砂 恒光君） 日程第17、議案第13号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） ただ今上程いただきました、議案第13号、公の施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は公の施設、西米良村ジビエ加工処理施設の指定管理者「上米良地域資源活用活性化協議会」によりまして、新会社設立に伴う指定の取り消しの申し出があったために、新たな指定管理者の指定について地方自治法第244条の規定に基づき、本会議に付議するものでございます。

新たな指定管理者につきましては、別紙のとおりでございますので別紙を朗読いたします。

1. 施設の名称：西米良村ジビエ処理加工施設
2. 指定管理者となる団体の名称：株式会社 米良資源開発
3. 指定の期間：令和2年4月1日から令和8年3月31日まで

以上、議案第13号について説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申

申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 恒光君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。議案第13号について質疑はありませんか。

○議員（6番 上米良 秀俊君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 6番、上米良 秀俊君。

○議員（6番 上米良 秀俊君） 担当課長にお伺いいたしますけど、4月1日より西米良村ジビエ処理加工施設を、上米良地域資源活用活性化協議会から株式会社米良資源開発に指定管理者を変更されるということですが、新しく指定されるこの米良資源開発の会社の概要についてお伺いしたいと思います。

○農林振興課長（濱砂 亨君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 農林振興課長。

○農林振興課長（濱砂 亨君） ただ今のご質疑のほうにお答えしたいと思います。

このたび指定管理者の候補となります「株式会社米良資源開発」についてですが、代表取締役は現協議会の会長さんがそのまま引き継がれて代表取締役、役員1名。それから、従業員さんにつきましては現在働いていらっしゃる従業員さん2名ということで、会社のほうの体制としてはなっております。また、新会社ですね、資本金につきましては100万円ということで申請のほうを受けております。以上でございます。

○議員（6番 上米良 秀俊君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 6番、上米良 秀俊君。

○議員（6番 上米良 秀俊君） はい、了解しました。

○議長（濱砂 恒光君） これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第13号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。従って、議案第13号、公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第14号

○議長（濱砂 恒光君） 日程第18、議案第14号、平成31年度西米良村一般会計補正予算（第9号）を議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） ただ今上程いただきました、議案第14号、平成31年度西米良村一般会計補正予算（第9号）についての提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、現在の予算総額から4億198万2,000円を減額し、歳入歳出ともに32億5,651万円とするものであります。

補正の内容といたしましては、まず、歳入につきましては、地方交付税が特別交付税の12月の交付分などによりまして、1億5,879万4,000円の増額となりました。村債は各事業の確定等により相対的に1億5,638万8,000円の減額となりました。

次に、歳出について申し上げます。まず、全般事項といたしまして、人件費の調整及び入札執行残など不要額の減額計上をさせていただいております。

総務管理費2,117万円の減額は、村づくりファンド事業など補助事業の事業費の確定などによるものでございます。

児童福祉費1,288万3,000円の減額は、認定こども園の開園延期に伴い備品整備等を開園のタイミングに合わせるなど、事業の一部を次年度に繰り越したなどの理由によるものであります。

教育総務費1,065万6,000円の増額につきましては、校内ネットワーク整備に係る委託料などでございます。

災害復旧費は、災害査定等により実施額確定によりまして、農林水産施設災害復旧費1億6,794万1,000円の減額及び公共土木施設災害復旧費1億847万3,000円の減額となっております。

繰越明許費につきましては、年度内の事業完了が見込めないなどの理由から、12事業、合計6億7,143万9,000円について繰越を行うものでございます。

以上、提案理由について説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれの担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（濱砂 恒光君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。議案第14号について質疑はありませんか。

○議員（6番 上米良 秀俊君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 6番、上米良 秀俊君。

○議員（6番 上米良 秀俊君） 担当課長にお伺いしますが、まず39ページ、農林水産業費の中の農業費なんですけれども、委託料が40万1,000円減額になっております。その糸巻き大根種子と柚子園マップ、これそれぞれなぜ減額されたのか、どういう原因か教えていただきたいと思ひますし、また、産業振興費の中のジビエ振興管理委託料、これも70万円の減額の理由をお伺いしたいと思ひます。

それと、46ページ教育費なんですけれども、この1,113万8,000円。校内通信ネットワークについての、この事業の説明を教えてくださいと思ひます。

○農林振興課長（濱砂 亨君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 農林振興課長。

○農林振興課長（濱砂 亨君） ただ今のご質問にお答えしたいと思ひます。

まず、米良大根の種子確保栽培委託料なんですけれども、予定していた額よりも安い金額ですね、種子の確保ができるということで、残額について減額をさせていただいたところです。また、合わせて柚子園マップデータの作成委託料につきましても、見積もり入札の結果、安く作成ができるということで不要額を減額させていただきました。

またジビエ施設の管理委託料なんですけれども、こちらにつきましては平成30年度から運営を行っておりまして、今年度の委託料算定におきまして、施設の管理運営費を見込みで上げていたんですけども、一連の状況を見まして実際の施設の管理運営、特に光熱費関係の費用の分が見込みより多かつたものですから、その分を精査しまして、今回不要額として減額させていただいたという形になっております。以上でございます。

○議員（6番 上米良 秀俊君）議長。

○議長（濱砂 恒光君） 6番、上米良 秀俊君。

○議員（6番 上米良 秀俊君） 了解しました。

○教育総務課長（山田 高大君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 教育総務課長。

○教育総務課長（山田 高大君） ただ今のご質問の46ページの校内通信ネットワーク整備委託料についてご説明申し上げます。

この委託料につきましては、国のギガスクール構想の授業、いわゆる国において高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するという事業でございます。

簡単に言うと将来に向けたICTの環境整備を国が一体的に行うと。具体的な中身でいいますと無線アクセスポイントの設置とか送受信スイッチ、各ケーブル等の経費、タブレットの保管庫、それに伴う設定費や工事費等になります。この金額におきましては、国庫補助が2分の1で残りの60%が交付税措置がありますので、本村の負担額はこの金額の約20%と考えております。これらの整備をすることによって、現在よりも通信速度が約50倍速まると想定しています。今後また本村のICT教育がますます充実するよりよいきっかけだと考えております。以上でございます。

○議員（6番 上米良 秀俊君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 6番、上米良 秀俊君。

○議員（6番 上米良 秀俊君） ありがとうございます。これにつきましては、小学校も中学校も合わせて整備されるということによろしいですね。ありがとうございました。

○議員（4番 上米良 玲君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 4番、上米良 玲君。

○議員（4番 上米良 玲君） 45ページのですね、消防費のデジタル防災無線工事請負費が7,100万円の減額となっております。金額にして大変大きな金額でございますが、このような減額になった経緯を伺いたいと思います。

○総務課長（牧 幸洋君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 総務課長。

○総務課長（牧 幸洋君） ただ今のご質問にお答えしたいと思います。

まず、当初の予算につきましては、30年度に実施いたしました基本設計・実施設計等を基にその額を予算計上させていただきましたが、入札におきまして大きく、安い金額で落とすことができたということで、入札残ということでこの額になっております。以上です。

○議員（4番 上米良 玲君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 4番、上米良 玲君。

○議員（4番 上米良 玲君） 了解しました。

○議員（3番 白石 幸喜君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 3番、白石 幸喜君。

○議員（3番 白石 幸喜君） それでは、担当課長にお伺いいたしたいと思いますが、27ページ備品購入費でございますが、县市町村人口問題対策連携事業備品購入費、歳入のほうでも県補助金のほうで計上されてございます。この内容について伺います。

それから、28ページ交通対策費の備品購入費、新規車両購入費ということでございましたが、これは補正で上がってきた分の残かなと思いますが、この新規車両については既に運行されているというふうに思いますが、新しい車両の運行状況について伺いたいというふうに思います。

それから最後ですが、40ページの林業総務費の負担金補助及び交付金です。有害獣防止対策緊急捕獲活動支援事業補助金、当初で約600万円ほど組んでありましたが、また228万円の増額というふうになってございます。この増の理由について伺います。

以上3点、お願いします。

○むら創生課長（土居 博和君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） むら創生課長。

○むら創生課長（土居 博和君） 失礼いたします。3番議員のご質問にお答えさせていただきます。

27ページのですね、县市町村人口問題対策連携事業の備品購入費の内容ですけれども、今回ですね、柚子園等のですね、整備を行うために、ラジコンの下刈り機を購

入する計画でございます。これはですね、県の補助事業ということで10分の10、100%ですね県の補助金を利用させていただきますけれども、人口問題も兼ね合わせてですね、呼び込む園地、また儲かる園地というのをですね、整備を推進しておりますけれども、今後のですね、農業のあり方を考えた場合ですね、労働力の省力化を図る必要が非常に重要になってくると思っております。またですね、こういった最新機器を揃えてですね、整備することによって、今後移住を希望されて、就農を希望される移住者に対してですね、こういった非常に良いPR効果になるのではないかなということで、今回ですね、要望を上げさせていただきますして、県の事業でですね、購入させていただきたいと考えております。また、このラジコン下刈り機ですけども、農地はもちろんですけれども、場所によってはですね林地等もですね、利用できるのではないかとということで、そのへんもですね、うまく活用しながら、しっかり運用していきたいと考えてるところでございます。以上です。

○村民課長（田爪 健二君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村民課長。

○村民課長（田爪 健二君） 3番議員のご質問にお答えしたいと思います。

交通対策費の備品購入費の減額につきましては、この度購入しましたバスですね、執行残ということでございます。それから購入しましたバスについてはですね、2月21日に納車が終わりました、現在ですね一番利用人数が多い湯前線を運行しております。バスですね、乗車人員についてはですね、25名乗りということになっております。以上でございます。

○農林振興課長（濱砂 亨君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 農林振興課長。

○農林振興課長（濱砂 亨君） ただ今のご質問にお答えしたいと思います。

今回あの、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業補助金ということで、国の交付金のほうがですね、追加交付という形で交付されましたので、その分につきまして当初予定していた捕獲頭数より伸びてきておりますので、その分を今回追加交付という形で計上させていただきました。

○議員（3番 白石 幸喜君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 3番、白石 幸喜君。

○議員（3番 白石 幸喜君） 了解をいたしました。この柚子園地に導入するというラジコンの下刈り機ですよね。林地でも使えるというような答弁がありましたけれども、これはほかの一般の、個人の方にも将来的というか、借りられるような状況になるんでしょうかね。

○むら創生課長（土居 博和君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） むら創生課長。

○むら創生課長（土居 博和君） 3番議員のご質問にお答えします。

もちろんですね、柚子園ということで当初は柚子団地他も考えておりますけれども、合わせてですね、普通の一般の農業の方、林業の方も含めてですね利用したいということがあればですね、その要望にしっかり応えて行きたいと思っております。以上です。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） 補足説明をいたします。農業のIT化それからIOT化いろいろ進めなきゃなりませんので、その皮切りとして今回、今説明しましたように、国100%の補助金があるということで、まずチャレンジしようということでありまして、議員がご質問いただきましたように、柚子団地でまずある程度やってみますが、そこで十分可能であれば、いろんなところでチャレンジして、そしてゆくゆくは、またいろんな部門にそれを利用するような方向を検討していきたいと思っておりますので、広範にわたって試しの使用をしてみたいと思っております。以上でございます。

○議員（3番 白石 幸喜君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 3番、白石 幸喜君。

○議員（3番 白石 幸喜君） 了解をいたしました。一般質問でも私スマート農業というのはこれから大事になってくるということで、させていただきまされたけれども、ぜひですね、こういった山間地というのは、そういったものがこれから本当に重要になってくると思います。しっかりそういった事業は進めていただきたいと思っております。以上です。

○議長（濱砂 恒光君） これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第14号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。従って、議案第14号、平成31年度西米良村一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり可決されました。

日程第19. 議案第15号

日程第20. 議案第16号

日程第21. 議案第17号

日程第22. 議案第18号

○議長（濱砂 恒光君） 日程第19、議案第15号、平成31年度西米良村特別会計国民健康保険事業勘定会計補正予算（第3号）、日程第20、議案第16号、平成31年度西米良村特別会計国民健康保険診療施設勘定会計補正予算（第3号）、日程第21、議案第17号、平成31年度西米良村特別会計介護保険事業勘定会計補正予算（第4号）、日程第22、議案第18号、平成31年度西米良村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第3号）の4議案を一括議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） それでは、ただ今上程をいただきました、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

まず議案第15号、平成31年度西米良村特別会計国民健康保険事業勘定会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は既定の予算総額から歳入歳出それぞれ830万5,000円を減額し、補正後の総額を2億7,132万4,000円とするものでございます。

主な歳入からご説明申し上げます。県支出金901万9,000円の減額は、特別

調整交付金直営診療施設分等の交付確定に伴い減額をされるものでございます。

繰入金の52万7,000円の増額は、保険基盤安定繰入金の確定や職員給与費や保健センター運営費の見込みによる110万2,000円の減額と交付金の減額を調整する準備基金繰入金162万9,000円の増額でございます。

次に歳出について申し上げます。総務費11万3,000円の減額は人件費の調整による27万8,000円の減額とシステム改修委託料16万5,000円の増額によるものでございます。保険給付費126万4,000円の増額につきましては、一般被保険者の高額療養費と海外療養費の増加見込によるものでございます。以上でございますが、本案につきましては先に開催されました国保運営協議会に諮問し意義なしとの答申をいただいているところでございます。

次に、議案第16号、平成31年度西米良村特別会計国民健康保険診療施設勘定会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は既定の予算から歳入歳出それぞれ927万9,000円を減額し、予算総額を2億5,092万6,000円とするものでございます。

まず歳入についてご説明申し上げます。診療収入、負担金の他決算見込みによりまして増額減額を行っております。国保事業勘定会計繰入金の876万9,000円の減額は、特別調整交付金申請によるものでございます。

次に歳出についてでございます。歳入と同様に決算見込み及び執行残等の減額をいたしたものであります。まず、診療所一般管理費賃借料200万円の減額は在宅酸素等医療機器の利用者の減によるものであります。診療所用消耗機材費医薬材料費の100万円の減額につきましては、入院等の減によるものでございます。以上が概要でございますが、本案につきましても先に開催されました西米良村国民健康保険運営協議会に諮問し意義なしとの答申をいただいているところであります。

次に、議案第17号、平成31年度西米良村特別会計介護保険事業勘定会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は既定の予算総額から歳入歳出それぞれ2,197万2,000円を減額し、補正後の総額を2億1,996万8,000円とするものでございます。

まず歳入からご説明申し上げます。国庫支出金130万1,000円の増額は、認

定前の高齢者を対象とした生きがい、デイサービス等の予防事業の利用者実績増に伴う地域支援事業交付金61万8,000円、制度改正に伴うシステム改修に係る経費に対して交付されます事業費補助金47万5,000円、保険者による自立支援重度化防止等に関する施設の推進の取り組み状況に応じて交付される保険者機能強化推進交付金20万8,000円でございます。

歳出の主なものを申し上げます。保険給付費のうち居宅介護サービス給付費300万円の増額につきましては、通所介護等の在宅サービス利用増によるものであります。施設介護サービス給付費2,000万円の減額、介護予防サービス等諸費15万円の減額、高額介護サービス等費150万円の減額、特定入所者介護サービス等費200万円の減額は介護福祉施設への入所者の減によるものでございます。

次に、議案第18号について提案理由の説明を申し上げます。議案第18号、平成31年度西米良村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第3号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は既定の予算総額から歳入歳出それぞれ41万2,000円を増額し、補正後の総額を2,509万6,000円とするものであります。主な歳入からご説明申し上げます。後期高齢者医療保険料132万1,000円の増額と繰入金53万8,000円の減額は、年度内の保険料及び軽減世帯に係る保険基盤安定繰入金の額が確定したことによるものであります。

次に歳出について申し上げます。後期高齢者広域連合納付金78万2,000円の増額は、税込等の確定により納付金額が調整されたものであります。以上が概要でございます。

ただ今、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、一括上程いただきましたので、それぞれご説明申し上げましたが、ご質疑に応じまして、それぞれの担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 恒光君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。議案第15号について質疑はありますか。

○議員（3番 白石 幸喜君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 3番、白石 幸喜君。

○議員（3番 白石 幸喜君） 担当課長に伺いますが、説明書の中でも国庫補助金の16万7,000円については、増は、マイナンバーカードと国保被保険者をひもづけるためのシステム改修分と説明がなされてございますけども、このマイナンバーカードと保険者証の関係ですよね、どのような利用価値があるかということをお聞きしたいと思います。

○福祉健康課長（吉丸 和弘君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（吉丸 和弘君） はい、ただいまのご質問にお答えをいたします。

2021年の3月（予定）ということになっておりますが、厚労省のホームページを見ますとその2021年3月からマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになるということになっております。その、なるということによってどんなメリットがあるかということですね、厚労省から出ていますのが6つのメリットがありますと。

1つ目に健康保険証としてずっと使えるということなので、切り替えがいらないということ。

2つ目に医療保険の資格確認がスピーディにできるということ。図を見ますとですね、ピッと読むだけでスピーディになるというようなことが書いてあります。

それからいろんな申請を行うときにですね、窓口への書類の持参が不要になるということ。

それから健康管理や医療の質が向上するという。それはマイナンバーカードに何らかの情報が入るんだろうというふうに思っております。

それから医療保険の事務コストが削減されるということ。

それからマイナンバーカードで医療費控除も便利になるというようなことですね、6つのことが言われているようでございます。そういったことを国としてもですね、整備をするということでございまして、国庫補助等が当てられているというものでございます。以上です。

○議長（濱砂 恒光君） これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第15号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。従って、議案第15号、平成31年度西米良村特別会計国民健康保険事業勘定会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

議案第16号について質疑はありませんか。

○議員（3番 白石 幸喜君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 3番、白石 幸喜君。

○議員（3番 白石 幸喜君） それでは事務長のほうにご質問をさせていただきますが、診療収入、特に入院収入が大きく減ってきているというふうに思います。この理由について伺います。

○診療所事務長（渡邊 智紀君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 診療所事務長。

○診療所事務長（渡邊 智紀君） ただいまの3番議員の質問についてお答えをしたいと思います。入院につきましては、その年その年で変動があるかと思われれます。今回の特別調整交付金につきましても、入院の日数減というのが大きな減額の要因になっております。今年度ですね、入院が一人もいないという日が何日かありました。人口絶対数が少なくなっておるといのもあるとは思いますが、高齢者の方々、重篤な方につきましては村外へ紹介ということも多く出てきております。診療所で診られる範囲の方々を入院させていただいているというような状況になりますので、どうして減ったかと言われると、なかなか想定しづらいところはございますけれども、現在そういった状況でございますという答弁しかできませんが。申し訳ございません。

○議員（3番 白石 幸喜君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 3番、白石 幸喜君。

○議員（3番 白石 幸喜君） 了解をいたしました。患者数が少ないということは医

療費も抑制されていいということ、皆さんが健康になってくるということでもありますし、絶対数が少ないということで患者数が減ってくるのは間違いないというふうに思います。患者数が減ったという理由だと思います。了解しました。

○議長（濱砂 恒光君） これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第16号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時27分

午後2時28分

○議長（濱砂 恒光君） 会議を再開します。

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。従って、議案第16号、平成31年度西米良村特別会計国民健康保険診療施設勘定会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

議案第17号について質疑はありませんか。

○議員（4番 上米良 玲君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 4番、上米良 玲君。

○議員（4番 上米良 玲君） 10ページですね、生活支援コーディネーター嘱託員報酬等の減額が100万円ほど上がっております。現在2名の職員さんですね、対応いただいていると思っておりますが、勤務の実績等に伴うものということで二人では対応できていないのではないかと考えているんですが、その辺の状況とですね、やはり10ページの需用費の通いの場の光熱水費9万円の減額となっておりますが、これは歯科診療所の裏のことだと思っているんですが、その利用状況についてお聞かせ願いたいと思います。

○福祉健康課長（吉丸 和弘君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（吉丸 和弘君） はい、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、報酬と賃金の減額でございますが、これにつきましては今お話があったとおり2名の方に勤務いただいております、たしかに村民の方ですね訪問とか業務は多種多様ありまして、非常に重要性を増していると思っております。そういった中ではございますが、職員の方ですね、体調不良がございまして長期で休みをいただいたということもございまして、ここは減額になっているということでご理解いただければというふうに思います。それから、需用費の通いの場の光熱水費ということで、これにつきましては、実は夏から整備をしようと思っておりますが、なかなか大工さんが見つからないという状況がありまして、結局最終的には大工さんが間に合わないということで、村内の電気設備さん方をお願いして、なんとか年度内に改修してしまおうかというところでございます。なかなか人材確保ができなかったということで、ここはそれで使う予定だった光熱水費を減額させていただいているということでございます。以上です。

○議員（4番 上米良 玲君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 4番、上米良 玲君。

○議員（4番 上米良 玲君） 了解しました。

○議長（濱砂 恒光君） これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第17号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。従って、議案第17号、平成31年度西米良村特別会計介護保険事業勘定会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

議案第18号ついて質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第18号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。従って、議案第18号、平成31年度西米良村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第23. 議案第19号

日程第24. 議案第20号

○議長（濱砂 恒光君） 日程第23、議案第19号、平成31年度西米良村特別会計簡易水道事業補正予算（第3号）、日程第24、議案第20号、平成31年度西米良村特別会計下水道事業補正予算（第3号）の2議案を一括議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） それでは、ただ今議案第19号並びに議案第20号一括上程いただきましたので、まず議案第19号から提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

議案第19号、平成31年度西米良村特別会計簡易水道事業補正予算（第3号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ244万4,000円を減額をし、補正後の総額を5,913万2,000円とするものであります。

歳入についてご説明を申し上げます。一般会計繰入金244万円の減額は、簡易水道施設費のうち委託料、工事請負費及び元金の執行残が発生したことにより、一般会

計繰入を減額するものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。公債費144万円の減額は、元金の執行残によるものであります。

次に、議案第20号、平成31年度西米良村特別会計下水道事業補正予算（第3号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ140万円を増額し、補正後の総額を2,681万2,000円とするものでございます。

まず歳入について申し上げます。一般会計繰入金140万円の増額は修繕費の増額によるものでございます。

次に歳出でございます。修繕費140万円の増額は経年劣化により、別当谷のマンホールポンプが故障し、修繕交換が必要となったためでございます。

以上、議案第19号並びに20号につきまして提案理由の説明を申し上げましたが、ご質疑に応じまして、担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 恒光君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。議案第19号について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第19号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。従って、議案第19号、平成31年度西米良村特別会計簡易水道事業補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。議案第20号について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第20号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。従って、議案第20号、平成31年度西米良村特別会計下水道事業補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開を午後3時といたします。

午後2時37分休憩

午後3時00分再開

○議長（濱砂 恒光君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第25. 議案第21号

○議長（濱砂 恒光君） 日程第25、議案第21号、令和2年度西米良村一般会計予算を議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） それでは、議案第21号、令和2年度西米良村一般会計予算について提案理由の説明を申し上げます。

政府は現在の我が国の経済について、長期にわたる回復が持続しており雇用や所得環境の改善、地域間における景気間のばらつきも小さくなりつつあり、好循環の前向きな動きが生まれ始めているとしております。また、この夏は東京オリンピックが控えておりまして、このビッグイベントの開催に国民の活力や国内経済が乗じて、浮上ることが見込まれているところであります。しかし、地方におきましては、未だ景気回復を肌で感じるまでには至っておらず、更に今般発生いたしました新型コロナウ

ウイルス感染症はその猛威が広がり続け、国内においても数多くの感染者や死亡者を出す事態となっております。この感染拡大は急激な経済活動の縮小や社会不安の増幅を招き、景気浮上の好材料となっているオリンピックにも影響を及ぼす可能性が指摘されており、経済や社会システムの混乱と減少といった負の影響だけが地方に及ぶのではないかと危惧をいたすところでもあります。こうした中、令和2年度の国の示す地方財政対策の概要につきましては、一般財源総額で前年度を7,000億円上回る63.4兆円を確保しております。また、その内容といたしまして、地方交付税総額が前年度を4,000億円上回る一方、臨時財政対策債は前年度より1,000億円抑制されているというのが実情でございます。しかしながら、前年に引き続き地方交付税総額が確保されたということは、我々にとっては大変ありがたいことだと思っております。

また、これらを踏まえまして、令和2年度一般会計は、こうした国や県の動向を注視しつつ、これまでのように本村の持つ魅力と資源を活かしながら、村の活性の維持拡大を目指してまいりたいと、そのように思っております。

取り組むべき施策の柱といたしましては、引き続き次代につなぐ人づくり・物づくり・村づくりの推進、関係人口の創出と観光交流の拡大、安心安全な暮らしの確保を掲げてまいりたいと思っているところであります。

また、令和2年度は、長期総合計画、総合戦略、過疎計画、更には高齢者福祉計画等の重要な計画を改定する年となっております。

政府は5GやIOTそしてAIまたソサエティー5.0という次世代社会の実現を掲げておりますが、これからの村作りの課題解決も、このような新たな視点による取り組みを反映させながら、計画の策定を進めてまいらなければならないと認識をいたしておるところであります。

また、新型コロナウイルスにつきましては、村民の健康と安全を最優先といたしまして、常に変化する状況を見極めながら村議会のご理解をいただき、絶対阻止の強い意志で取り組んでまいりたいと思っております。

それでは、予算の内容についてご説明を申し上げます。

予算の総額は25億7,215万4,000円で、前年度に比べ13.0%、3億

8,541万4,000円の減となりました。

歳入全体といたしましては、村税、使用料、繰入金等の自主財源の総額が9億3,798万8,000円で、その割合は歳入全体の36.5%となっております。

一方、地方譲与税、地方交付税、国・県支出金、村債等の依存財源の総額が16億3,416万6,000円で、その割合は歳入全体の63.5%となっており、依然として依存財源に大きく左右される財政構造となっております。

主な歳入について、まず申し上げます。税収につきましては、固定資産税の減収見込み等から村税を対前年度比7%減の1億2,663万1,000円といたしました。

地方譲与税につきましては、森林環境税の増額見込みにより対前年度比40%増の5,385万6,000円といたしております。

地方交付税は、国全体の地方財政状況において前年度を上回る予算確保が見込まれてはおりますが、本村においては近年の厳しい状況を踏まえ対前年度比3%減の9億2,000万1,000円といたしております。

国庫支出金は、事業完了に伴う総務費国庫補助金の減、県支出金は災害復旧事業などに伴う補助金による増を見込んでおるところであります。

繰入金は、デジタル防災無線やふたば園の施設整備に伴う基金の繰入のほか、財源調整等も含め総額6億8,542万7,000円で、対前年度比16.3%の減となっております。

一方村債は、デジタル防災無線整備、災害復旧事業等により2億4,817万円となり、対前年度比54%の減となっております。

次に歳出の概要について申し上げます。歳出全体といたしましては、人件費、扶助費、公債費で構成される義務的経費が8億3,500万円で歳出総額の32.5%、物件費、維持補修費、補助費、繰出金等で構成されます一般行政費は11億2,000万円で歳出総額の43.5%、投資的経費につきましては、6億1,700万円で歳出総額の24%となっております。

全般事項といたしまして、これまでの非常勤特別職、非常勤任用職員、嘱託職員などは、令和2年度から新たに会計年度任用職員に整備されることになり、それぞれの任用形態によって、関係予算を計上いたしましたものでございます。

次に主な歳出について申し上げます。総務費は携帯電話等エリア整備の完了に伴い対前年度比7.8%減の4億6,427万円といたしております。民生費は、ふたば園建設事業に係る費用を対前年度比32.6%減の3億7,698万円といたしました。農林水産業費は、カリコボーズの宿リニューアル事業及び3次パワーアップ事業などにより対前年度比20.9%増の4億7,833万2,000円といたしております。消防費はデジタル防災行政無線整備事業費が対前年度比74.9%減の1億2,174万9,000円でございます。災害復旧費は、本年度発生いたしました台風災害による林道の災害復旧工事等より2億2,992万3,000円といたしております。

更に基金につきましては、3月補正後の残高が、菊池奨学資金貸付金等の定額運用基金を差し引いた額が20億9,653万円となる見込みとなっておりますが、今後3月末に交付されます特別交付税が確定した段階で財政調整基金などに積み立てる予定といたしているところであります。

以上、概要について申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 恒光君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。議案第21号について質疑はありませんか。

○議員（3番 白石 幸喜君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 3番、白石 幸喜君。

○議員（3番 白石 幸喜君） 令和2年度予算につきましても、多くの事業が予定をされております。その中で1点ですけれども、令和の江戸見物事業というのが計画をされておるようでございます、過去平成24年度、それから26年度、29年度過去3回、私が調べたところでは126名の方が事業に参加されたということでございますが、今回また4回目を計画された理由等をですね、できれば村長の方にお答えいただければと思います。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） それでは3番議員のご質問にお答えいたします。ご質問があ

りましたように本年度は3年ぶりに、令和の江戸見物事業を開催する予定にしております。かつて議員がご指摘のように3回実施いたしておりますが、どの参加者に聞いても大変良かったと、行って良かったと異口同音におっしゃっていただいております。また、そのことをお聞きになられました対象者の皆さんからの随分要望もございました。村長もうせんのですかと、私達やっとならばと順番待ちよつたつちやがという話もありますので、今年ぐらいは実行したいなと思っております。今若者をヨーロッパに研修にやっております。これにつきましても若者が随分意識が変わった、また、若者の皆さんが非常に自信を持っていただくようになって、これはこれで素晴らしい効果があると思っておりますが、それで置き換えるというわけにはいきませんので、現在までのこの西米良を背負っていただいた皆さんに新たな、新しい東京や、また、ふれあいの幸せの輪を広げる、心を広げる機会をお届けするのは我々の仕事だと、義務だと思っておりますから、今年は3年ぶりではありますが、開催して楽しい旅を楽しんでいただければと、幸せに一步でも近づいていただけるようなことになればと思っております。以上でございます。

○議員（3番 白石 幸喜君）議長。

○議長（濱砂 恒光君） 3番、白石 幸喜君。

○議員（3番 白石 幸喜君） 了解をいたしました。多くの高齢者の方が喜ばれて行かれるということで要望もあったということでございます。村長言われましたように明日への翼事業とは目的、性質が全く違うものだというふうに思いますが、実りある事業にしていただければと存じます。以上です。

〔「付託願い」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） これで質疑を終わります。議案第21号は、更に審査する必要があると思われまますので、「一般会計予算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。従って、議案第21号は、「一般会計予算審査特別委員会」を設置し、これに付託することに決定しました。

ただ今設置されました「一般会計予算審査特別委員会」の委員の選任については、

委員会条例第6条第2項の規定より、議長において指名します。

委員長 上米良 秀俊君、副委員長 上米良 玲君、委員 濱砂 征夫君、白石 幸喜君、児玉 義和君、黒木 竜二君の6名を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。従って「一般会計予算審査特別委員会」の委員は、ただ今の指名のとおり選任することに決定しました。

なお、特別委員会は、この会期中に限り、付議された事件の審査終了までといたします。

日程第26. 議案第22号

日程第27. 議案第23号

○議長（濱砂 恒光君） 日程第26、議案第22号、令和2年度西米良村特別会計国民健康保険事業勘定会計予算、日程第27、議案第23号、令和2年度西米良村特別会計国民健康保険診療施設勘定会計予算の2議案を一括議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） それでは、ただ今上程いただきました、議案第22号並びに議案第23号について、提案理由の説明を申し上げます。まず、議案第22号、令和2年度西米良村特別会計国民健康保険事業勘定会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

令和2年度予算総額は2億4,154万2,000円で、前年度比7.23%の減となりましたが、医療費の動向や被保険者数等を勘案して予算の編成を行いました。

一人当たりの医療費の状況を申し上げますと、昨年度と同時期との比較で1.15倍増、県内の順位は15位から2位に上がってきております。本村のように被保険者の少ない保険者は、高額な医療費の発生次第で大きく影響を及ぼすため、このような状況になっており医療費の抑制が大変難しく、苦慮いたしているところでもあります。

それでは予算の主な歳入について申し上げます。保険税2,116万7,000円は、被保険者数減によりまして若干減少、また、一人当たりの額は前年度算定額を基準として算出しております。なお、今年度の課税所得の確定後に再度精査を行い保険税率等、検討する予定といたしているところであります。

県補助金1億7,216万円は、療養給付費等及び診療所の運営に係る補助金等で、県によりまして算出されました提示額ということでございます。繰入金の4,820万6,000円は、保健センター運営等に係る一般会計繰入金2,901万7,000円と保険税の不足分を補う基金繰入金1,918万9,000円でございます。

次に歳出についてご説明申し上げます。保険給付費1億1,370万3,000円は、村民の保険診療等に係る給付費で県が算定した額を基に計上いたしましたものであります。国民健康保険事業費納付金2,403万3,000円は、県が県全体の医療費を見込みこれを基に市町村の所得水準や医療費水準等を考慮し納付額を決定するものでございます。概要は以上でございますが、本案につきましても、先に開催されました国保運営協議会へ諮問し、異議なしとの答申をいただいているところでございます。

次に、議案第23号、令和2年度西米良村特別会計国民健康保険診療施設勘定会計予算につきまして提案理由の説明を申し上げます。

令和2年度の予算総額は2億6,770万円で、前年度と比べまして790万円、3.0%の増額となっております。

まず主な歳入から申し上げます。診療収入、分担金及び負担金につきましては、平成31年度の決算見込みにより計上いたしました。診療収入8,228万9,000円は、前年度比156万6,000円の減額で計上いたしております。繰入金1億6,462万5,000円は、前年度比860万円の増額となり、会計年度任用職員への移行及び診療機器の更新に係るものでございます。

次に主な歳出について申し上げます。総務費2億2,010万8,000円は、職員等の人件費や運営経費、研修等の経費で会計年度任用職員への移行等によりまして、前年度に比べまして569万2,000円の増額となりました。

医業費4,729万2,000円は、診療用画像診断ワークステーションの更新等によりまして、前年度比267万4,000円の増額となっております。公債費につき

ましては、平成31年度をもって診療所改築に伴う地方債の償還が完了をいたしたところであります。以上、当初の予算の概要について申し上げましたが、本案につきましても、西米良村国保運営協議会へ諮問し異議なしとの答申をいただいているところではございます。

それでは、以上をもちまして議案第22号、議案第23号の提案理由の説明といたしたいと存じます。ご質疑に応じまして、それぞれの担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 恒光君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。議案第22号について質疑はありませんか。

〔「付託願い」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） これで質疑を終わります。議案第22号は、更に審査する必要があると思われまますので、「保険事業特別会計予算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。従って、議案第22号は、「保険事業特別会計予算審査特別委員会」を設置し、これに付託することに決定しました。

ただ今設置されました「保険事業特別会計予算審査特別委員会」の委員の選任については、委員会条例第6条第2項の規定より、議長において指名します。

委員長 上米良 玲君、副委員長 児玉 義和君、委員 上米良 秀俊君、濱砂 征夫君、白石 幸喜君、黒木 竜二君の6名を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 従って「保険事業特別会計予算審査特別委員会」の委員は、ただ今の指名のとおり選任することに決定しました。

なお、特別委員会は、この会期中に限り、付議された事件の審査終了までといたします。

議案第23号について、質疑はありませんか。

〔「付託願い」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） これでは質疑を終わります。議案第23号は、更に審査する必要があると思われますので、「保険事業特別会計予算審査特別委員会」に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。従って、議案第23号は、「保険事業特別会計予算審査特別委員会」に付託することに決定しました。

日程第28. 議案第24号

日程第29. 議案第25号

○議長（濱砂 恒光君） 日程第28、議案第24号、令和2年度西米良村特別会計介護保険事業勘定会計予算、日程第29、議案第25号、令和2年度西米良村特別会計後期高齢者医療事業予算の2議案を一括議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） それでは、ただ今上程いただきました、議案第24号並びに議案第25号の提案理由の説明を申し上げたいと思いますが、まず、議案第24号、令和2年度西米良村特別会計介護保険事業勘定会計予算について申し上げます。

はじめに本村の介護保険の概要からご説明申し上げたいと存じます。本村の介護保険事業につきましては、平成30年度に策定いたしました第7期の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づきまして、村民の皆様が高齢になっても住み慣れた西米良で元気に安心して暮らせる幸せ度の高い村づくりに向けて、従来の介護サービス事業に加え、本村独自の自立支援重度化防止に関する各事業を展開してまいったところであります。令和2年度は第7期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の最終年度に当たりますので、各事業内容の進捗状況や現状把握に努めるとともに、また、第8期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画につきましては、西米良村長期計画並びに人口ビジョンまち・ひと・しごと創生総合戦略とも連携を図りながら、計画策定を進めてまいります。

令和2年度の歳入歳出予算の総額は、2億1,608万3,000円で、前年度比327万7,000円の増額予算となりました。

主な歳入をご説明申し上げます。保険料2,400万円は、所得段階別被保険者数の見込みで計上をいたしております。対前年度比200万円の減となりました。減額の要因は低所得者の保険料の軽減の拡充によるもので、減収分につきましては国・県からの補助金として別途交付されることとなっております。

国庫支出金5,123万3,000円、支払基金交付金4,806万1,000円、県支出金3,086万5,000円、繰入金5,829万1,000円は保険給付費に対し定められた負担割合、交付見込み率を乗じて計算して計上をいたしたところでありませう。

主な歳出についてご説明申し上げます。まず総務費1,085万3,000円は、職員人件費、介護保険関係の事務費及び介護認定審査会に要する経費を計上いたしております。

保険給付費1億7,476万6,000円は、要支援、要介護認定者に対するサービス費でございます。地域支援事業費2,945万2,000円は、村独自の取り組みが求められております要支援者や認定前の高齢者に対しての介護予防、日常生活支援に資する経費を計上いたしました。近年、介護福祉施設等への入所者が減少傾向にあり、保険給付費も比較的安定はいたしておりますが、今後もデイサービスや短期入所介護、地域支援事業における一般介護予防事業の積極的な実施により、重度化防止に努めてまいり所存であります。

次に、議案第25号、令和2年度西米良村特別会計後期高齢者医療事業予算につきまして提案理由の説明を申し上げます。

まず、本村の後期高齢者医療の概要について申し上げます。本村の75歳以上の人口は、1月末現在昨年比5人減の300人で、人口、今1月末で1,123名でございますが、人口に占める割合は26.7%、4人に1人は後期高齢者という状況でございます。また、平成30年度に県内で低い方から4番目でした一人当たりの医療費が平成31年度は令和2年1月審査分までで、低い方から9番目ということでございます。本村のように被保険者の少ない自治体は国保と同じように高額な医療費が発生

いたしますと医療費に大きな影響が出るということでございまして、医療費の抑制についてはこれからもしっかりと取り組んでまいり所存でございます。このような中、令和2年度歳入歳出予算総額は2,566万3,000円で、対前年度比199万円、8.4%の増額予算となりました。

主な歳入をご説明申し上げます。後期高齢者医療費保険料は後期高齢者医療広域連合が県内全体の医療費や被保険者数、被保険者の所得等を基に算定をいたしますが、1,281万6,000円と昨年度より173万6,000円の増となっております。繰入金1,067万5,000円は、後期高齢者医療事業を運営するための経費に係る事務費繰入金306万1,000円と低所得者の保険料軽減相当分を繰り入れる保険基盤安定繰入金761万4,000円でございます。

次に主な歳出について申し上げます。後期高齢者医療広域連合納付金は2,043万3,000円で、徴収した保険料及び保険基盤安定繰入金を広域連合に納付するものでございます。保健事業費393万5,000円は後期高齢者を対象とした健診等に係る経費でございます。

以上が議案第24号並びに議案第25号の提案理由の説明でございます。ご質疑に応じ、それぞれの担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 恒光君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。議案第24号について質疑はありませんか。

〔「付託願い」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） これで質疑を終わります。議案第24号は、更に審査する必要があると思われまますので、「保険事業特別会計予算審査特別委員会」に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。従って、議案第24号は、「保険事業特別会計予算審査特別委員会」に付託することに決定しました。

議案第25号について、質疑はありませんか。

〔「付託願い」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） これで質疑を終わります。議案第25号は、更に審査する必要があると思われますので、「保険事業特別会計予算審査特別委員会」に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。従って、議案第25号は、「保険事業特別会計予算審査特別委員会」に付託することに決定しました。

日程第30. 議案第26号

日程第31. 議案第27号

○議長（濱砂 恒光君） 日程第30、議案第26号、令和2年度西米良村特別会計簡易水道事業予算、日程第31、議案第27号、令和2年度西米良村特別会計下水道事業予算の2議案を一括議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） ただ今上程いただきました、議案第26号並びに議案第27号の提案理由の説明を申し上げます。まず、議案第26号、令和2年度西米良村特別会計簡易水道事業予算につきまして申し上げます。

まず、本村の簡易水道事業について申し上げます。給水人口は令和2年1月末で743名、66.3%の村民の皆様方が村内8箇所の浄水場より給水されております。浄水場の水量、水質の監視を常時行い、安全で安心な水道水の供給に努めておるところであります。令和2年度の歳入歳出予算総額は5,905万9,000円となっております。

歳入についてご説明を申し上げます。水道使用料は1,156万8,000円を計上し、前年度比67万2,000円の減額を見込んでおります。

次に歳出について申し上げます。飲料水供給施設費は板谷地区を対象とする施設管理費で276万5,000円でございます。公債費は3,761万8,000円でございます。令和11年度に償還が完了する見込みでございます。以上が特別会計簡易水道事業についての提案理由の説明でございます。

次に、議案第27号、令和2年度西米良村特別会計下水道事業予算について提案理由の説明を申し上げます。

まず、本村の下水道事業について概要を申し上げます。本村の下水道処理人口は令和2年1月末で433名。処理区域内に居住されている98.6%の村民の皆さんが下水道に接続をさせていただいております。令和2年度下水道事業歳入歳出予算総額は3,468万9,000円で、前年度と比べまして927万7,000円の増額となりました。

歳入についてご説明申し上げます。下水道使用料は691万2,000円を見込んでおります。

次に歳出でございますが、下水道事業費は2,406万4,000円となり、前年度と比べまして1,046万6,000円の増となりました。主に浄化センターストックマネジメント計画策定に係る委託料1,100万円が大きいものでありますし、下水道施設の現状の把握、施設情報システムを構築するのに必要な業務委託をこのことよって行う計画をいたしておるところでございます。以上が説明でございます。

以上、議案第26号並びに議案第27号の提案理由の説明でございます。ご質疑に応じまして、担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 恒光君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。議案第26号について質疑はありませんか。

〔「付託願い」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） これで質疑を終わります。議案第26号は、更に審査する必要があると思われまますので、「水道事業特別会計予算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。従って、議案第26号は、「水道事業特別会計予算審査特別委員会」を設置し、これに付託することに決定しました。

ただ今設置されました「水道事業特別会計予算審査特別委員会」の委員の選任については、委員会条例第6条第2項の規定により、議長において指名します。

委員長 白石 幸喜君、副委員長 黒木 竜二君、委員 上米良 秀俊君、瀨砂 征夫君、上米良 玲君、児玉 義和君の6名を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀨砂 恒光君） 異議なしと認めます。従って「水道事業特別会計予算審査特別委員会」の委員は、ただ今の指名のとおり選任することに決定しました。

なお、特別委員会は、この会期中に限り、付議された事件の審査終了までといたします。

議案第27号について、質疑はありませんか。

〔「付託願い」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀨砂 恒光君） これで質疑を終わります。議案第27号は、更に審査する必要があると思われまますので、「水道事業特別会計予算審査特別委員会」に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀨砂 恒光君） 異議なしと認めます。従って、議案第27号は、「水道事業特別会計予算審査特別委員会」に付託することに決定しました。

日程第32. 特別委員の選任

○議長（瀨砂 恒光君） 日程第32、特別委員の選任を行います。

中武 智和議員の議員辞職により、国道改良整備調査特別委員会の副委員長が欠員になっていますので、まず、委員の補充を行います。

委員の補充については、委員会条例第6条第2項の規定により、議長が指名いたします。

国道改良整備調査特別委員会の委員に児玉 義和君を指名いたします。

国道改良整備調査特別委員会に置いて、副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩いたします。

午後3時40分休憩

午後 3 時41分再開

○議長（濱砂 恒光君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

ただ今、国道改良整備調査特別委員会の副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。

国道改良整備調査特別委員会の副委員長に児玉 義和君が互選されました。

以上で、特別委員の選任を終わります。

日程第 3 3. 議員派遣について

○議長（濱砂 恒光君） 日程第 3 3、議員派遣についてを議題とします。

議員派遣につきましては、政策提言及び地方分権時代に対応し、議会活動の活性化を図るため、議会として議員を派遣し、調査研究・研修等を行うものです。

地方自治法第 1 0 0 条第 1 3 項及び会議規則第 1 2 4 条の規定に基づき派遣することとし、派遣内容につきましては、お配りしております派遣要領のとおりとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。従って、議員派遣につきましては、別紙の議員派遣要領で実施することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、3月9日午前9時に開きます。議事は、一般質問を予定していますので、ご参集願います。

本日は、これで散会します。ご苦労さまでした。

○事務局長（濱砂 雅彦君） 一同、ご起立ください。一同礼。お疲れさまでした。

午後 3 時42分散会
